

第2節

日本の国際協力 (開発協力と地球規模課題への取組)

1 開発協力 (ODA など)

(1) 開発協力大綱とODAの戦略的活用

日本が1954年に政府開発援助 (ODA¹) を開始してから65年が経過した。ODAを含む日本の開発協力政策は、長きにわたり国際社会の平和と安定及び繁栄、ひいては日本自身の国益の確保に大きく貢献してきた。

一方、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、グローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。さらに、昨今のODA以外の公的・民間資金や新興国による支援の役割の増大を踏まえ、先進国のみならず開発途上国を含む各国の知恵や行動、政府以外の多様な力 (企業、地方自治体、NGO など) を結集することが一層重要となっている。この新たな時代に、日本が平和国家としての歩みを堅持しつつ、開発協力を国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の一環と位置付け、ODAを戦略的に活用して開発課題や人権問題に対処していくことは、日本の国益の確保にとって不可欠となっている。こうした認識に基づき策定された開発協力大綱 (2015年2月閣議決定) の下、先進国を含む国際社会全体の開発目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向けた取組を着実に実施していく必要がある。また、NGO、民間企業を始めとする多様な主体

が、開発課題の解決に一層取り組んでいくことができるよう、ODAの実施の在り方についても不断に検討していく必要がある。さらに、感染症対策を含め、現地で国際協力に携わる日本人の安全を確保すべく、万全の態勢を構築することが引き続き不可欠である。

日本にとって開発協力は外交政策の最も重要な手段の一つであり、特に、2019年には「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向けた各国とのODAを活用した連携が進展し、5月の日米首脳会談の機会にも協力を引き続き促進することが再確認された。また、世界では膨大なインフラ需要が存在する中、インフラの整備に当たっては、6月に開催された日本議長下のG20大阪サミットにおいて首脳間で承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、経済性、債務持続可能性の諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして普及・実践していくことが不可欠である。日本は、ODAも積極的に活用しながら質の高いインフラの整備を行う中で、引き続き国際社会の平和と繁栄に貢献していく。

また、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくことも重要な国益である。「インフラシステム輸出戦略」(2019年6月改訂) や「成長戦略フォローアップ

1 ODA : Official Development Assistance 日本国際協力については、『開発協力白書 日本国際協力』参照

プ2019」(2019年6月改訂)でも言及されているとおり、日本企業の海外展開を一層推進していくため、ODAを戦略的に活用していく必要がある。

日本のこうした取組は国際社会からも高い評価と信頼を得ており、日本が世界の責任ある主要国として国際社会を主導し、日本の国益にかなった国際環境や国際秩序を確保していくためにも、今後とも継続・発展させていく。

(2) ODAの現状

ア 2019年度開発協力の重要項目

開発協力は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献し、日本の外交政策を推進していく上で、最も重要な手段の一つである。開発協力大綱に基づいて戦略的、かつ、効果的な開発協力を推進するため、外務省は以下(ア)から(ウ)を2019年度の重要項目と位置付け、様々な主体との連携の強化を図りつつ取り組んでいる。

(ア)「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現

「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けて、域内の連結性を高め、自立的な形で地域が共に経済発展できる基盤を作るべく、港湾、鉄道、道路などのハードインフラとともに、制度・基準、技術・運用ノウハウといったソフト面でのインフラ支援を推進していく。また、ルールに基づく国際秩序を強化するため、海洋法の執行及び海洋状況を把握するための能力の強化などに資する機材供与といった協力を推進していく。

(イ) グローバルな課題への対処

SDGsの達成のため、人間の安全保障に基づいて保健、食料、栄養、女性、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における協力を推進していく。親日派・知日派

の育成と国際開発への知的貢献の観点から、国際協力機構(JICA)開発大学院連携²を活用しつつ指導的開発人材の育成に取り組んでいく。国際協力NGOの強化を通じ、顔の見える開発協力を推進していく。また、人道と開発の連携を通じた人道危機への対応の観点を踏まえつつ、難民支援を含む人道支援、平和構築・国造り支援を推進していく。

(ウ) 日本経済を後押しする外交努力

日本の先端技術の一層の海外展開のため、官民連携型の公共事業への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を推進するとともに、貿易円滑化や債務持続性の確保といった、質の高いインフラ投資に資する技術協力を推進していく。中小企業を含む民間企業及び地方自治体の海外展開のため、開発途上国の課題解決に貢献し得る製品・機材などの供与を通じ、それらの認知度の向上や継続的な需要創出を図るとともに、地方を含む中堅・中小建設業界などの海外展開支援を推進していく。また、人材育成を通じて、ビジネス環境整備を推進し、企業の海外展開や投資促進に貢献していく。

イ 国際協力事業関係者の安全対策

2016年7月にバングラデシュの首都ダッカで発生した襲撃テロ事件では、ODAに携わっていた7人の日本人の尊い命が奪われ、1人の日本人が負傷した。政府は、テロに屈することなく、開発途上国への支援を継続する決意であるが、その一方で国際テロ情勢は厳しさを増している。現地で国際協力に携わる日本人の安全を確保すべく、改めて万全の態勢を構築することが不可欠となっている。

このような問題意識に立って、外務大臣の下に「国際協力事業安全対策会議」を発足させ、多くの関係省庁の参加も得た5回の会合を経て、2016年8月末に国際協力事業関係者のための新たな安全対策を策定した最終報告を公表

² 開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を日本の大学院で学ぶ機会を提供するプログラム

した。最終報告では、①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及びNGOの行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応及び⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の五つの柱に沿って、外務省及びJICAが関係者と連携して取り組むべき安全対策を示した。以後、外務省とJICAは本最終報告を着実に実施してきている。

日本は責任ある大国として、引き続き関係者の安全を確保しながら、国際協力を通じて、国際社会の平和と安定及び繁栄に積極的に貢献していく。

(3) 日本の開発協力実績と主な地域への取組

ア 日本のODA実績

2018年の日本のODA³実績は、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）が標準のODA計上方式として新たに導入した「贈与相当額計上方式⁴」によると、約141億6,352万米ドルとなった。これはDACメンバーの中では、米国、ドイツ及び英国に次いで第4位である。この計上方式での対国民総所得（GNI）比は0.28%となり、DACメンバー中第16位となっている。また、支出総額⁵ベースでは、対前年比6.6%減の約172億5,001万ドルとなり、同じく米国、ドイツ及び英国に次ぐ第4位である。

イ 主な地域への取組

(ア) 東南アジア

東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、同地域と密接な関係にある日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や「人間の安全保障」を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を

後押しし、同地域の発展に貢献してきた。

2018年の二国間ODA総額に占めるアジア地域の割合は56.5%に上り、その多くが東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国向け支援である。日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進に向けた努力を支援するとともに、域内連結性強化や産業基盤整備のための質の高いインフラ整備及び産業人材育成支援を重視している。具体的には、交通混雑が深刻なインドネシア・ジャカルタ特別州において、ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）事業を行い（2019年3月にフェーズ1区間の営業を開始）、交通渋滞の緩和に貢献するなど、連結性向上に資する事業をASEAN各国で着実に実施している。また、2018年11月に発表した「産業人材育成協カイニシアティブ2.0」に基づき、ASEAN各国の基幹産業の確立や高度化を担う8万人規模の産業人材育成を進めているほか、タイでは、日本独自の教育システムである「高専（高等専門学校）」を設立して、日本と同水準の高専教育を実施すべく協力を進めている。

日本は、ASEANの中心性・一体性の強化に向けた取組を後押しする協力も進めている。5月には、日・ASEAN技術協力協定に署名し、同協定に基づきASEAN諸国を対象としたサイ



ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）事業 フェーズ1開業式典兼 フェーズ2起工式（3月、インドネシア）写真提供：JICA

3 日本のODAの主な形態としては、二国間の資金贈与である無償資金協力、開発途上地域の開発のための貸付けである有償資金協力、技術協力、国際機関への拠出・出資など等があるが、このうち一番大きな額を占めるのが有償資金協力である。有償資金協力による貸付けは、通常、金利分と共に返済が行われている。

4 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、有償資金協力について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間など等の供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。従来のOECD/DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本我が国の有償資金協力がより正確に評価される計上方式といえる。

5 当該年において日本がODAとして拠出した金額の総額（過去の貸付に対して当該年に被援助国が日本に返済した額を差し引いていないもの）

バーセキュリティに関する研修が実施された。また、ASEAN地域の膨大な開発資金の需要に応えるため、11月の日・ASEAN首脳会議（タイ）において、安倍総理大臣は「対ASEAN海外投融资イニシアティブ」の立ち上げを発表し、12月には茂木外務大臣からその具体化としてASEAN地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性支援、グリーン投資の分野について、3年間（2020年から2022年）で官民合わせて30億米ドル規模の資金の動員を目指すべく、JICAが12億米ドルの出融資を提供する用意がある旨を発表した。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピン・ベトナムなどのASEAN各国に対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、長期専門家派遣による人材育成などを通じて海上法執行能力構築支援を積極的に実施してい



フィリピン沿岸警備隊に対する15m級高速ボート引渡式典（11月11日、フィリピン）

る。そのほか、域内及び国内格差是正のための支援や、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援についても着実に実施している。日本は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と「インド太平洋に関するASEANアウトック（AOIP）」のシナジーの追求を始めとする日・ASEAN協力を今後強化していく考えである。

11月の日・メコン首脳会議では、日・メコン協力の指針である「東京戦略2018」の進捗を確認しつつ、「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」を新たに採択し、①環境・都市問題、②持続可能な天然資源の管理・利用、③包摂的成長の三つの分野を優先分野として取り組んでいくことを発表した。日本は、「東京戦略2018」の下、カンボジアのシハヌークビル港開発、ラオスの国道9号線橋梁^{きょうりょう}改修などを実施してきており、引き続き、メコン地域の連結性向上にも貢献していく。

（イ）南西アジア

南西アジア地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝として戦略的に重要であるとともに、インドを始め今後の経済成長や膨大なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有している。一方、同地域は、依然としてインフラの未整備、貧困、自然災害などの課題を抱えており、日本は、日本企業の投資環境整備や「人間の安全保障」も念頭に、ODAを通じ、課題の克服に向けた様々な支援を行っている。

近年、インドは日本の円借款の最大の受取国であり、日本はインドにおいて、連結性の強化と産業競争力の強化に資する電力や運輸を始めとする経済社会インフラ整備の支援に加えて、持続的で包摂的な成長への支援として、植林や生計向上に資する森林セクターの支援や女性や子供などへの保健医療サービス向上に資する保健セクターの支援などを実施している。

バングラデシュに関しては、「ベンガル湾産



日本がインフラ整備支援を行ってきたスリランカ・コロンボ港を視察する茂木外務大臣（12月13日、スリランカ）



太平洋島嶼国の気候変動対策業務の拠点となる太平洋気候変動センターを整備（サモア 写真提供：JICA）

業成長地帯（BIG-B）構想⁶の下、経済インフラ整備、連結性強化や投資環境の改善などの協力を積極的に実施している。そのほか、ミャンマー・ラカイン州北部から短期間に大規模な避難民が流入したことにより、避難民キャンプでの人道状況が悪化するとともに、周辺のホストコミュニティの生活環境にも深刻な影響を及ぼしている。この状況を受けて、日本は、国際機関及びNGOを通じて、水・衛生、保健・医療、教育や環境保全といった分野における支援を実施した。

スリランカでは、11月にラージャパクサ新政権が誕生したことを受けて、茂木外務大臣は新政権との外相会談などを実施し、二国間関係の強化と、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、海上保安やインフラ整備などの協力の実施促進を確認した。そのほか、4月にスリランカで発生した同時爆破テロ事件を受けて、テロ・治安対策機材などの無償供与を決定するなど、テロ・治安対策分野における能力向上のための支援を表明した。

（ウ）太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域（EEZ））を持ち、日本にとって海上輸送の要と

なる地域であるとともに、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国に特有な共通の課題がある。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施している。

2018年5月、福島県いわき市で第8回太平洋・島サミット（PALM8）が開催され、①自由で開かれた持続可能な海洋、②強靱かつ持続可能な発展の基盤強化、③人的交流・往来の活性化を柱とし、これまでの実績を踏まえた、従来同様のしっかりとした開発協力の実施と、成長と繁栄の基盤である人材の育成・交流の一層の強化（3年間で5,000人）を謳った協力・支援方針が発表された。5月には、関係省庁間会議である「太平洋島嶼国協力推進会議」において、太平洋島嶼国に対して投入するリソースを増強すること、また、オールジャパンでの取組を強化する基本方針を決定した。これらの方針を踏まえて、具体的には、港湾・空港など基礎インフラ整備を始めとする二国間の協力や、違法・無報告・無規制漁業（IUU）、防災、海

⁶ 首都ダッカと南部チッタゴン地域を結ぶ地帯を中心に、経済インフラ開発、投資環境改善、連結性の向上に向けて日本とバングラデシュが協力することを旨とする構想

洋プラスチックごみ対策にも資する廃棄物管理、気候変動といった分野において複数の国を対象とした技術協力などを実施している。

(工) 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、200万人以上の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約5兆米ドルを超える域内総生産を有する有望な新興市場である。一方で、国内における所得格差、農村・山岳部の貧困、自然災害への対応といった課題を依然として抱えている国が少なくないため、日本は、各国の抱える事情を勘案した上で、様々な協力を行っている。

具体的には、キューバとの間で、同国最大の離島「青年の島」における電力供給の安定化及び総発電量に占める再生可能エネルギーの割合の増加のための支援や、同国ハバナ県の公共交通サービスの改善を図るために公共バス車両供与の支援を実施した。ホンジュラスとの間では、長引く乾期により深刻化している干ばつ対策のため、水源確保及び貯水機能整備に向けた日本製農業用水関連機材の供与を行っている。

カリブ諸国との間では、ドミニカ国との間で、ハリケーン被害を受けた水産関連の建物の修復や、機材の交換・更新などを行うための支援を決定したほか、セントルシア、アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、グレナダ、ジャマイカとの間で、水産関連機材や海上保安機材の無償供与を決定した。また、ハイチとの間では、依然深刻な飢餓状況に直面し食糧及び栄養上のニーズのある人々に対し、日本の政府米（約6,000トン）を供与するための書簡の交換をそれぞれ3月及び11月に行った。

また、中南米は、昨今のベネズエラの経済・社会情勢の混乱により、12月までに約480万人のベネズエラ難民・移民が近隣諸国に流出し、受入れ地域住民の生活環境の悪化や同地域の不安定な情勢の一要因となるなどの状況が発生し、対応が十分にできていないとの課題があ



干ばつ支援を目的とした無償資金協力に係る交換公文署名式
(4月3日、ホンジュラス)

る。近隣諸国への支援として、ブラジル及びコロンビアとの間では、それぞれ6月及び7月に国際機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国際移住機関（IOM））との連携により、入国時登録・保護の体制を強化するための協力を行っているほか、エクアドルとの間では、11月に国連世界食糧計画（WFP）との連携により、小麦などの食糧を供与するための書簡の交換を行った。

(オ) 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東及び欧州に囲まれており、この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定にとっても重要である。日本は、中央アジア・コーカサス地域の「開かれ、安定し、自立した」発展を支え、地域・国際の平和と安定に寄与する日本外交を掲げ、アフガニスタンやパキスタンなど近接地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のため、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった基本的価値が根付くよう国造りを支援している。

河野外務大臣は、5月にタジキスタンで開催された「中央アジア+日本」対話・第7回外相会合に参加した際、人材育成なども通じ、日本らしいやり方で地域の連結性とインフラの強靱性が高まるよう協力していくと述べた。また、グローバルな課題であるテロとの闘いや麻薬対策の観点から、中央アジアとアフガニスタンの安定は国際社会全体の安全に密接に関連してお

り、こうした課題への対処には地域協力が不可欠であると指摘するとともに、このような認識の下、日本政府は、中央アジア諸国及びアフガニスタンに対する国境管理強化などの支援を引き続き実施していくことを表明した。

(カ) 中東

地政学的要衝を占める中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の安定においても重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向け、G7伊勢志摩サミット（2016年）の機会に表明した、約2万人の人材育成を含む中東安定化のための総額約60億米ドルの包括的支援を2018年末までに実施した後も、引き続き中東に対する支援を行っている。

内戦の続くシリアに対し、2019年には、紛争下で最も脆弱な立場に置かれる子供・女性に対する支援や保健分野の支援として、東アレッポ地域において、戦闘により被害を受けた小児科病院の修復及び同地域のコミュニティ保健医療サービスの早期復旧などを行うため、約1,200万米ドルの支援を実施した。また12月には、シリア北東部における人道危機に対し、水・衛生・保健・援助物資の配布などの支援を行うため、1,400万米ドルの支援を行うことを決定した。さらに、将来のシリア復興を担う人材を育成するため、2017年以降、シリア人留学生を79人日本に受け入れている。

多くのシリア難民を受け入れるヨルダンの安定を支援するため、2月に行われた「ヨルダン支援会合」では、佐藤正久外務副大臣が、前年11月に署名した3億米ドルの開発政策借款を含め今後5年間で総額で最大約7億3,000万米ドルの支援を行うと表明した。7月には税関治安対策強化に係る無償資金協力に関する書簡の交換が行われ、9月の安倍総理大臣とアブドゥラー2世・ヨルダン国王との首脳会談では、先方からこれまでの日本からヨルダンへの幅広い協力で感謝の意が示された。

日本は、パレスチナの経済・社会の自立化を目的とし、日本、イスラエル、パレスチナ、ヨ

ルダンの四者協力による「平和と繁栄の回廊」構想の下、「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」の発展に取り組んでいる。10月には、安倍総理大臣とアッバース・パレスチナ大統領が会談し、先方からパレスチナに対する多大な支援への感謝が述べられた。

中長期的な中東安定化のためには人材育成が不可欠である。エジプトにおいては2月から技術協力「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3」を開始し、エジプト及び中東・アフリカ地域の産業及び科学技術人材の育成を支援している。8月の日・エジプト首脳会談ではエルシーシ大統領から、日本のこれまでの協力への謝意が表明された。

危機が続くイエメンに対しては、国際機関と連携して、引き続き食料援助などの人道支援を実施している。また、日本は、復興に取り組むアフガニスタンに対して、自立的な経済成長や貧困削減のための支援を実施しており、2019年も国際機関と連携して、成人の識字能力強化などのための支援を決定した。

(キ) アフリカ

アフリカは、2014年前後の資源価格急落による経済の低迷から徐々に回復し、豊富な天然資源と急増する人口を背景に、引き続き、その潜在性が国際社会の注目と期待を集めている。日本が1993年から四半世紀にわたり取り組んでいるアフリカ開発会議（TICAD）プロセスは、日・アフリカ関係を一層強化するものであり、アフリカ諸国から高い評価を得ている。

8月には、TICAD7を開催し、42人の首脳級を含むアフリカ53か国、52か国の開発パートナー諸国、108の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターやNGOなど市民社会の代表ら、1万人以上の参加を得た。

成果文書として「横浜宣言2019」が採択され、TICAD7における三つの柱である経済、社会、平和と安定のそれぞれについて、アフリカの包摂的で持続可能な成長を達成するために重要な事項が確認された。今後、日本としても、TICAD7の三つの柱に基づき、ODAも効



ガーナにおける技術協力「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」(2018年～2021年)(写真提供: JICA)

果的に活用してアフリカの成長に貢献していく。

一例を挙げれば、経済分野では、ABEイニシアティブ3.0などを通じて、アフリカビジネスの推進に資する産業人材の育成を拡充する。アフリカの若者に日本の大学院などでの教育及び日本企業におけるインターンシップの機会を与えるABEイニシアティブは、TICAD V(2013年)以降、これまでJICAを通じて1,200人以上を受け入れている。TICAD7では、産業人材を6年間で3,000人育成することを発表した。また、連結性の強化に向け、三重重点地域(東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環)を中心とした質の高いインフラ投資の推進にも取り組んでいく。例えば9月には、東アフリカ・北部回廊の開発に資するモンバサ地域(ケニア)の開発について、円借款及び無償資金協力に関する交換公文の署名及び書簡の交換を行った。

社会分野では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の拡大に向けた取組を一層推進する。300万人の基礎医療アクセスや衛生環境を改善し、健康保険を普及させていく。例えばガーナでは「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」、ケニアでは「アフリカ保健システム強化パートナーシップ・フェーズ2」といった技術協力を実施している。また、質の高い教育の提供に向け、理数科教育の拡充や学習環境の改善により300万人の子どもたちに質の高い教育を提供していく。

平和と安定分野では、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ(NAPSA)」の下で(132ページ 第2章第7節1参照)、国境管理機材などの治安関連の機材整備や人材育成などを通じて、アフリカにおける制度構築とガバナンス強化を後押しする。11月には東部アフリカにおける貿易円滑化や国境管理能力向上を目的として、国連プロジェクトサービス機関(UNOPS)と連携した支援を行うことを決定した。

(4) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

ア 適正なODA実施のための取組

ODAの実施では、各段階で外部の意見を聴取し、その意見を踏まえた形で案件を形成することにより、透明性及び質の向上に努めている。ODA実施の事前調査の段階では、開発協力適正会議を公開の形で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い事業の妥当性を確認している。さらに、案件の実施後には、JICAは2億円以上の全ての案件について、事業の透明性を高める観点から、事後評価の結果を「ODA見える化サイト」で公表しており(2019年末時点で4547件掲載)、10億円以上の案件については第三者による事後評価を行っている。また、外務省は国別評価や課題・スキーム別評価といった政策・プログラムレベルの第三者評価を実施すると共に、同省が実施する無償資金協力についても、2億円以上の案件については内部評価を、10億円以上の案件については第三者評価を実施している。これらの事後評価結果から得られた教訓を次のODAの政策立案や事業実施にいかすように努め、また、国民への説明責任を果たす観点からも、その結果を外務省ホームページ上で公表している。

イ 効果的なODA実施のための取組

ODAは、相手国のニーズや案件の規模に応じて、無償資金協力、有償資金協力及び技術協力という三つの枠組みにより実施されているが、限られた予算を効率的に活用し、高い開発効果を実現するため、外務省及びJICAは相手国のニーズを踏まえて、国ごとに開発協力方針

緒方貞子氏の功績 ～小さな巨人～

10月22日、国際協力の偉大なリーダーの逝去に世界中が深い悲しみに包まれました。緒方貞子さんは、その類い希なるキャリアの中で国連難民高等弁務官や国際協力機構（JICA）理事長などの要職を歴任し、難民問題や貧困、紛争の解決といった世界の課題に立ち向かう第一線において、卓越したリーダーシップを発揮されました。

1991年、日本人として初めて国連難民高等弁務官に就任した緒方さんは、10年にわたる在任期間中にUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の転換点となる歴史的な決断を数多く行いました。就任から2か月余りの頃、40万人のイラクのクルド人が避難を余儀なくされながらも国境を越えられずにイラク国内で立ち往生する事態が発生した際は、UNHCRのマンデート（権限）を拡大し、国境を越えた難民のみならず、国内避難民をも保護支援の対象とする英断を行いました。

常に現場を忘れず、人道と開発の連携を通じて自立に向けた支援を推進するその行動力と決断力ゆえに、緒方さんは尊敬の念をもって「小さな巨人」と呼ばれることもありました。ルワンダのUNHCRが運営するギヘンベ難民キャンプには、サダコオガタという名前の女の子がいます。戦禍を逃れてきた難民の母親が緒方さんにちなんで名付けました。緒方さんはこうして今も人々の中に生きています。

2001年からは、アフガニスタン支援日本政府特別代表として東京で開催されたアフガニスタン復興支援国際会議で共同議長を務めるなど、日本が国際社会でアフガニスタン支援を主導する中で、重責を担われました。また、自らも同国を何度も訪問し、人道支援から復旧・復興まで継ぎ目のない支援を目指す緒方イニシアチブと呼ばれる日本の支援策を打ち出すなど、アフガニスタンの新しい国造りに尽力されました。緒方さんの逝去に際しては、世界中の要人から心からの敬意と深い感謝が表明される中、カルザイ前大統領、ガーニ現大統領を始め、多数のアフガニスタン政府要人からも弔意が示されました。

その後、2003年にはJICA理事長に就任され、持ち前のリーダーシップを発揮し、世界最大級の二国間援助機関である現在のJICAの礎を築きました。ここでも現場主義を掲げ、在任中に国内外100回近い出張をこなし、人間の安全保障の実践を主導しました。個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという、これまでになかった人間の安全保障の考え方は、国連を中心として世界中に深い感銘を与えました。また、緒方さんは、平和構築・復興支援にも力を入れ、アフガニスタン、イラク、南スーダンなどにおいて、従来の開発事業では対象となり難かった紛争直後の人々に対しても支援ができるよう尽力されました。さらに、アフリカ支援の強化にも注力し、8年半の在任期間中に、技術協力及び無償資金協力における対アフリカ支援の割合は約3倍に増大しました。

長年にわたり世界の平和や安定、発展に多大な貢献をされる中で、緒方さんが強いリーダーシップと決断力を持って、困難に直面している人々の声に耳を傾ける姿勢は、多くの人の心を打ちました。緒方さんが築いてこられた「人間の安全保障」や「現場主義」といった考え方は、現在も開発援助や人道支援の重要な理念として、日本はもちろん、広く国際社会で受け継がれています。



ブルンジの児童養護施設を訪問する緒方国連難民高等弁務官（写真提供：UNHCR/Paul Stromberg）



シリア・アレppoのパレスチナ難民キャンプにある学校を訪問する緒方JICA理事長（写真提供：JICA）

column
コラム

戦後最大の人道危機への対応

現在、第二次世界大戦後最大規模となる約7,000万人の難民・国内避難民が世界で発生しており、紛争や自然災害などに起因する人道危機は複雑化・長期化しています。日本は国際機関と共に増加する人道支援ニーズに対して、革新的な技術開発や大学・企業など民間セクターとの連携を通じて、効率的で持続可能な支援を行っています。

ICRCの革新的な取組 ～地雷・不発弾処理のための技術開発～

赤十字国際委員会（ICRC）駐日代表 レジス・サビオ

地雷や不発弾などの爆発性残存物は、一般市民の犠牲を生み、日常生活に必要な不可欠なサービスや生計手段を破壊し、インフラの修繕や人道支援活動を妨害することから、紛争後数十年にわたり深刻な人道的影響を及ぼすことがあります。ICRCの兵器被害対策ユニットは、犠牲者への支援提供、ICRC職員の安全確保、支援・保護活動の継続などを目標に掲げ、爆発性残存物により生じる危機を回避・削減するために戦略を立て活動を行っています。

2018年11月、ICRCは早稲田大学と覚書を締結し、人道支援における革新的技術の開発を含む共同事業を立ち上げました。2019年8月には、TICAD7において、ICRC・早稲田大学主催でパートナーシップ事業である公開セミナー「世界をよくするビジネス～アフリカにおける人道支援の課題と民間セクターへの期待」を実施し、人道支援の現場で一番ニーズの高い事業や直面している課題などについて議論しました。また、現在、地雷や不発弾の探知・除去の分野において、ICRC兵器被害対策ユニットと早稲田大学の専門家が、ドローンを駆使した空中からの熱画像検出システム活用の研究に取り組んでいます。今日まで同分野において革新的な解決策が発見されていないことから、ICRCは、新しく開発される技術を、爆発性残存物の探知・処理に関する活動のみならず、より幅広い事業へ適用する可能性について検証しています。

近年、様々な分野で人道支援に特化した民間セクターとの連携が進められていますが、ICRC駐日代表部も、日本国内において民間企業や学術機関との連携に注力しており、今後は民間企業が上述の事業に参画することを期待しています。

民間企業との連携による若者の就業支援で持続的な支援を

国際移住機関（IOM）駐日代表 佐藤美央

近年の人道支援の現場では、様々な経験や知識、技術を持った多様な活動パートナーが、それぞれの使命をもって活動しています。IOMも、信頼できるパートナーと組んで、個々の現場の状況や人々が最も必要としている内容に合った支援をより効果的に届ける努力を続けています。IOMは、シエラレオネにおいて、日本政府と共に、2002年の内戦終結以降も続く高い失業率のため他国への非正規移住を選択する同国の若者に対して、自国



地雷・不発弾などの熱画像取得及び解析を行う実証実験用のドローン



日本の援助による起業研修を受講した若者の修了式の様子（シエラレオネ）

で仕事を得られるよう様々な支援をしています。その支援の一貫として、例えば、シエラレオネ特産の果物加工工場を経営する日系企業と協力して、現地の労働市場のニーズに沿った職業訓練を行う準備を進めています。IOMは、企業が持つ現地の雇用環境の知識と、IOMがこれまでの支援を通じて蓄積した知見や把握した若者のニーズを適切なタイミングで組み合わせることによって、職業訓練が着実に将来の就労の可能性に結びつくよう継続的に支援しています。若者とその家族がより安定した生活環境を得ることで、彼らの住むコミュニティにも好循環が生まれると期待しています。若者を含めて誰も取り残さない社会へとつながる支援を、現地の民間企業と協力して行うことで、持続可能な開発目標（SDGs）にも貢献できると考えています。

を策定し、各枠組みの垣根を超えて案件を形成している。例えばセネガルでは、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた国家戦略を策定し、医療保障整備（コミュニティ健康保険及び医療無償化政策）の推進を始めているが、技術面や財政面における様々な課題に直面している。そのため日本は、技術協力を通じてUHCに関する政策立案や行政能力強化を支援するとともに、UHC達成を目的とした政策借款を供与し、関連する政策の達成を財政面からも支援している。さらに、無償資金協力により医療機材の整備を実施するなど、セネガル政府によるUHC達成に向けた取組を包括的に支援している。

㊦ ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。OECD/DACでは有償資金協力のODA計上ルールの変更、民間資金の動員を促進するための取組などのODAの現代化に向けた取組が進められている。日本としてもODAが現状に合った形となるよう、またドナーの努力が的確に反映されるよう取り組んでいる。また、人道・開発・平和の連携や、開発及び人道支援における性的搾取・虐待・ハラスメントの撲滅に関する議論にも積極的に貢献した。

2019年から2020年にはDACメンバーが互いの開発協力政策、体制、予算などを審査し合う開発協力相互レビューの対日レビューが6年ぶりに実施されており、日本の開発協力の長

所を共有し、また、より良い開発協力の在り方を検討すべく、対応を行っている。

㊦ ODAへの理解促進のための取組

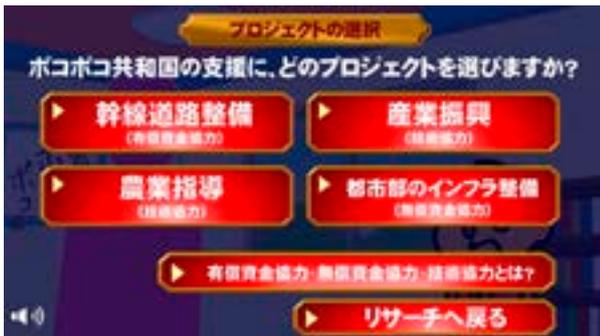
開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。東京のお台場で開催した日本最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN2019」（9月）や、大阪市で開催された「ワン・ワールド・フェスティバル」（2月）など、国民参加型イベントを通じた広報のほか、人気アニメ「秘密結社 鷹の爪」を起用したショートアニメ「鷹の爪団の 行け！ ODAマン」やシミュレーションゲーム「あなたもODAマン！」を制作し、世界各地で行われている日本の開発協力を分かりやすく紹介するよう努めている。このショートアニメは外務省Youtubeアカウントで公開しているほか、JRや東京メトロのトレインチャンネルで放映し、幅広い層の人々に届



グローバルフェスタJAPAN2019（9月、東京）



ODA広報ショートアニメ「鷹の爪団の 行け! ODAマン」
「ODAで世界を救う」



ODA広報シミュレーションゲーム「あなたもODAマン」

くことを目指している。また、教育機関などに外務省員を派遣し、出張講義を行うODA出前講座についても積極的に行っており、開発協力への理解促進を図っている。

さらに、開発協力大綱では海外広報にも積極的に取り組むとしたことを踏まえ、現地の報道機関による日本の開発協力の現場視察を企画し、現地の報道でも日本の協力が取り上げられる機会を作るよう努めるとともに、英語や現地語による広報資料の作成も行っている。

2 地球規模課題への取組

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs⁷)の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際開発目標である。

2030アジェンダは、先進国を含む国際社会

全体の開発目標として相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs⁸)」を掲げている。

日本は、2030アジェンダ採択後、まず、SDGs実施に向けた基盤整備として、総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた中長期的戦略を定めたSDGs実施指針を策定し、日本が特に注力する八つの優先課題を掲げた。また、SDGs実施に向けた官民パートナーシップを重視するため、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関等の広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議をこれまで9回開催し、SDGs推進に向けた地方やビジネス界の取組、次世代・女性のエンパワーメントの方策、国際社会との連携強化等について意見交換を行っている。

これまでSDGs推進本部会合は計8回開催され、2019年12月に行われた第8回会合では、G20大阪サミットやSDGサミット2019の成果、円卓会議構成員による提言やあらゆるステークホルダーの声を踏まえ、SDGs実施指針を2016年の策定以来3年ぶりに改定した。また、外務省及び関係府省庁のSDGs達成に向けた主要な取組を「SDGsアクションプラン2020」として発表した。同アクションプランに掲げた日本のSDGsの三本柱である①ビジネスとイノベーション、②地方創生、③次世代・女性のエンパワーメントに沿って、国内実施・国際協力の両面においてSDGs達成に向けた取組を更に推進していく。

第8回SDGs推進本部会合の同日には、SDGsに向けて優れた取組を行っている企業・団体を表彰する「ジャパンSDGsアワード」第3回表彰式が開催され、魚町商店街振興組合(福岡県北九州市)が、商店街として「SDGs宣言」を行い、イベントやサービスを通じて人や環境に優しい活動を実施する取組が評価され、SDGs推進本部長賞(内閣総理大臣賞)を受賞した。

6月のG20大阪サミットは、SDGsを主な

⁷ MDGs : Millennium Development Goals

⁸ SDGs : Sustainable Development Goals

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs全17の目標（ゴール）のロゴ

出典：国連広報センター

議題の一つとして取り上げ、SDGs達成にG20が主導的な役割を果たすとの決意を改めて表明し、保健・教育や質の高いインフラなどG20としての取組をまとめた「大阪アップデート」を採択した。また、9月には国連総会の機会に「SDGサミット2019」が開催され、出席した安倍総理大臣から日本の取組を発信した（208ページ 特集参照）。引き続き、様々な機会を活用し、SDGsを力強く推進する日本の姿を世界に発信していく。

一方、2030年までにSDGsを達成するためには、毎年約2兆5,000億米ドル（約280兆円）もの資金が不足しているとの推計があり、G20大阪首脳宣言でも資金ギャップを克服するための革新的資金調達的重要性が明記された。日本は、有志国などによる開発のための革新的資金調達リーディング・グループの議長国として9月にニューヨークで同グループのハイレベル会合を開催し、SDGs達成のための革新的資金調達に関する検討を進めている。

第8回SDGs推進本部会合の様子
(12月20日、東京 写真提供：内閣広報室)開発のための革新的資金調達リーディング・グループ会合
(9月26日、米国・ニューヨーク)

特集

SDG サミット 2019 ～「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて～

2019年9月、ニューヨークの国連本部において、首脳レベルで持続可能な開発目標（SDGs）について過去4年間の取組のフォローアップを行い、SDGs達成に向けた機運を高めることを目的とした「SDG サミット 2019」が開催されました。2015年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年とその先の地球の未来図を示すSDGsが全国連加盟国によって合意されてから、世界はこの共通目標の達成に向けて急速に動き出しました。私たちは今、その道のりの4分の1を過ぎたところに立っています。

SDG サミット 2019

「SDG サミット 2019」において、グテーレス国連事務総長は、2030年までをSDGs達成に向けた「行動の10年」とすることを表明しました。同サミットで、安倍総理大臣は、日本で開催したG20大阪サミット（6月）やTICAD7（8月）において、環境、教育、保健、防災、質の高いインフラ投資などの取組を議長として主導したことを各国首脳と共有しました。また、日本政府の「SDGs推進本部」の本部長として、次のSDGサミットまでに、民間企業の取組や地方創生の取組など国内外における取組を加速させる決意を表明し、日本が現在取り組んでいる、①ビジネスとイノベーション、②地方創生、③次世代・女性のエンパワーメントの三本柱を中核とする「SDGsモデル」を各国首脳へ紹介しました。

SDGs 達成に向けた日本の取組

日本国内でSDGsを推進していくため、政府としてまず取り組んだのは、国内の基盤整備でした。2016年に総理大臣を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、同推進本部の下、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関、各種団体などを含む幅広い関係者から成るSDGs推進円卓会議での議論などを経て、日本のSDGs達成に向けた国家戦略であるSDGs実施指針や、具体的な施策を盛り込んだ「SDGsアクションプラン」を策定してきました。2019年12月に開催されたSDGs推進本部第8回会合では、過去4年間の取組や国際社会の最新の潮流を踏まえてSDGs実施指針を改定し、さらに、「SDGsアクションプラン2020」の下、日本の「SDGsモデル」の展開を一層加速させていく決意を新たにしました。

例えば、小学校は2020年度から、中学校は2021年度から全面実施される新しい学習指導要領にも掲げられているとおり、一人ひとりの児童生徒が、持続可能な社会の創り手となるように教育することが、これからの学校に求められています。これにより、若い世代やその親の世代の間でSDGsの認知度が高まることや、SDGsを学校で学んだ世代が2030年やその先の未来で活躍することが期待されます。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、日本だからこそできる貢献がある、その強い決意の下、日本はこの世界的な流れの中でリーダーシップを発揮し、国内外の取組強化に引き続き邁進する所存です。



SDG サミット（9月24日、米国・ニューヨーク） 写真提供：内閣広報室

ア 「人間の安全保障」

「人間の安全保障」とは、一人ひとりを保護するとともに、自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会造りを進める考え方である。日本は、2015年に決定した開発協力大綱でも日本の開発協力の根本にある指導理念としてこれを位置付けている。国連においても関連する議論を主導し、日本のイニシアティブにより1999年に国連に設置された「人間の安全保障基金」に累計約476億円を拠出し、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。また、二国間協力においても「草の根・人間の安全保障無償資金協力」などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。「人間中心」や「誰一人取り残さない」といった理念を掲げるSDGsも、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。2019年2月には、日本政府はニューヨークの国連本部において、国連開発計画（UNDP）、国連人間の安全保障ユニットや関係国との共催により、「人間の安全保障25周年シンポジウム」を開催した。同会合では、人間の安全保障の概念が国際社会に導入されてから25周年となることを踏まえ、人間の安全保障の歴史を振り返るとともに、SDGsの時代において人間の安全保障のアプローチがますます重要となっていることを確認した。

イ 防災分野の取組

毎年世界で2億人が被災し（犠牲者の9割が開発途上国の市民）、自然災害による経済的損失は、国連防災機関の試算によれば、年平均約1,400億米ドルに及ぶ。防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。

日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進している。2015年3月に第3回国連防災世界会議を仙台

で開催し、同年から15年間の国際社会の防災分野の取組を規定する「仙台防災枠組」の採択を主導した。また、日本独自の貢献として「仙台防災協カイニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で計40億米ドルの協力の実施や計4万人の人材育成を行うという目標を発表した。これが達成されたことを踏まえ、2019年6月に「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」を発表し、2019年から2022年の間に洪水対策等を通じ少なくとも500万人に対する支援を実施する予定である。

さらに、日本が提案し2015年12月に第70回国連総会で全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、日本では2016年以降、世界各国の高校生を招へいし、日本の津波の歴史や、震災復興、南海トラフ地震への備え等の実習を通じ、今後の課題や自国での展開等の提案を行う「世界津波の日 高校生サミット」を毎年実施している。

今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進する考えである。

ウ 教育分野の取組

教育分野では、2015年9月の2030アジェンダ採択のタイミングに合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。また、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE⁹）などの教育支援関連会合にも積極的に参加している。2019年3月の「国際女性会議WAW!」（191ページ 第3章第1節8（3）参照）の際には、安倍総理大臣から2020年までに少なくとも400万人の開発途上国の女子に対し質の高い教育・訓練の機会を提供すべく引き続き取り組んでいくことを発表した。また、6月のG20大阪サミットの直前に開催されたSDGs推進本部会合で、日本のイニシアティブとして、少なくとも約900万人の子供・若者にイノベーショ

9 GPE：Global Partnership for Education

途上国、ドナー国・機関、市民社会等が参加し、途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。初等教育への支援に焦点を当てつつ、初等教育後の教育支援、就学前教育、女子教育及び紛争影響地域への教育支援を実施

ンのための教育とイノベーションによる教育を提供する「教育×イノベーション」のコミットメントを発表した。日本議長下のG20大阪サミットでは、教育に焦点を当てた「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合意し、「人的資本に投資し、全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を推進する」とのコミットメントが盛り込まれた。

エ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国などの農業・農村開発を支援している。5月にはG20新潟農業大臣会合を開催し、人作り・新技術、フードバリューチェーン、SDGsなどに関する農業・食料の諸課題について、各国間で知見を共有することの重要性を確認し、「2019年G20新潟農業大臣宣言」を採択した。

オ 水分野の取組

日本は、1990年代から継続して水分野での最大の支援国であり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施している。国際社会での議論にも積極的に参加しており、日本のこれまでの貢献を基に、水分野のグローバルな課題に取り組んでいる。2020年10月には、熊本において「第4回アジア・太平洋水サミット」が開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、1年程度延期されることとなった。

(2) 国際保健

人々の生命を脅かし、あらゆる社会・文化・経済的活動を阻害する保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会の共通の課題である。日本は人間の安全保障を提唱し、それを「積極的平和主義」の基礎とするとともに各種の取組を推進し、保健をその中心的な要素と考えている。日本は、世界で最も優れた健康長寿社会を達成しており、保健分野における日本の

積極的な貢献に一層期待が高まっている。日本は、保健分野への支援を通じて、人々の健康の向上、健康の権利が保障された国際社会の構築を目指している。

このような理念の下、日本はこれまで多くの国や、世界保健機関（WHO）、世界銀行、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gaviワクチンアライアンス（Gavi）、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）といった様々な国際機関と協力しながら、感染症や母子保健、栄養改善などの保健課題の克服に大きな成果を上げてきた。

2015年に策定された開発協力大綱の課題別政策である「平和と健康のための基本方針」に基づき、日本は全ての人に対する生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を確保するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC¹⁰）達成を念頭に、指導力を発揮し、国際的な議論を主導してきた。

2019年6月のG20大阪サミットでは、議長国として保健を主要議題の一つとし、UHC達成、高齢化及び健康危機を取り上げ、持続可能な保健財政を推進するためにG20としては初めて財務・保健大臣合同会合を開催した。また、8月に横浜で開催したTICAD7においても、持続可能な経済成長を実現するための基盤として、保健を柱の一つとして取り上げた。さらに、安倍総理大臣は、9月の国連総会UHCハイレベル会合に出席し、栄養、水・衛生など分野横断的取組の促進、保健財政の強化の重要性を改めて強調した。同会合の政治宣言では、2030年までに全ての人に基礎的医療を提供すること、医療費支払いによる貧困を根絶すること等の目標が再確認された（211ページ 特集参照）。

また、日本は分野横断的取組として「栄養」をSDGs達成に必要な不可欠かつ人間の安全保障に関わる課題の一つととらえ、2020年の「東京栄養サミット2020」に向け、国連などで栄養の重要性を主張してきている。

¹⁰ UHC : Universal Health Coverage

特集

国連UHCハイレベル会合 ～世界のすべての人々の健康と安心を目指して～

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）は「すべての人が、基礎的な保健サービスを、負担可能な費用で受けられること」を意味します。2019年9月、国連総会で初めてUHCに関するハイレベル会合が開催されました。

UHCは2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つに掲げられ、国際社会は2030年までのUHC達成を目指しています。

日本は1961年に国民皆保険制度を導入しUHCを達成しました。UHCの達成は日本の経済発展や社会の安定に大きく貢献したと言われています。日本はこうした経験を踏まえ、国際社会におけるUHCの推進に積極的に取り組んできています。2008年のG8北海道洞爺湖^{とうやこ}サミットでは保健システム強化を提唱、2016年のG7伊勢志摩サミットでは首脳レベルで初めてUHCを主要議題として取り上げ「G7伊勢志摩ビジョン」が採択されました。2017年には「UHCフォーラム2017」を東京で開催し、持続可能な財源の確保など、具体的取組を掲げた「UHC東京宣言」が採択されました。さらに、2019年6月のG20大阪サミットでは、UHC推進のための財務・保健当局間の連携の重要性について議論するため、財務・保健合同大臣会合を初めて開催しました。

こうした日本の積極的・継続的な取組により、国際社会におけるUHC推進に向けた政治的機運が高まる中、2019年9月、国連総会において初めてUHCをテーマとしたハイレベル会合が開催され、政治宣言が採択されました。50人以上の首脳、85人以上の閣僚が出席する中、日本からは安倍総理大臣が出席し、閉会式において加盟国を代表する形で閉会スピーチを行いました。安倍総理大臣からはUHCの重要性に加え、保健、栄養、水・衛生など分野横断的取組の促進、保健財政の重要性について強調しました。

UHCの達成には、政府だけでなく、市民社会、民間企業、国際機関など幅広い関係者の協力が不可欠です。政治宣言の作成に当たってはこれら関係者の声も積極的に取り入れました。また、日本は国連の場において「UHC有志グループ」を立ち上げ、その中心となって宣言文のとりまとめを支援しました。

政治宣言では「世界の約半分の人が基礎的な保健サービスを受けられず、毎年約1億人が貧困に陥る」という厳しい現状、さらには「現在のペースでは2030年までに1/3の人が保健サービスを受けられず、対策の加速が必要である」との警鐘が鳴らされました。これに対し、「2030年までに、すべての人に基礎的な保健サービスを提供し、医療費支払いによる貧困を根絶する」という目標を改めて掲げ、追加的な公的医療への投資や保健人材の雇用創出など、具体的な取組が記載されました。

このように、政治宣言にはUHC達成に向けた国際社会の強い意志が表れています。政治宣言が採択された今、これを具体的な行動に移すことが、各国に課された最も重要な課題となっています。



UHCハイレベル会合でスピーチをする安倍総理大臣（9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

(3) 労働・雇用

雇用を通じた所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるために重要である。また、世界的にサプライチェーンが拡大する中で、労働環境の整備などを図り、国際的に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組んでいく必要がある。このディーセント・ワークの実現は、2019年に創設100周年を迎えた国際労働機関（ILO）でも、その活動の主目標に位置付けられている。

こうした中で、日本も労働分野での開発協力に取り組んでいる。2019年には、ILOへの任意拠出金や国際的な労使団体のネットワークへの支援を通じ、アジア太平洋地域の開発途上国に対し、自然災害発生に伴う緊急雇用創出の支援や、労働法令の整備、労働安全衛生の実施体制の改善のための技術協力等を行った。

また、1月には、第2回日・ILO年次戦略協議（東京）を開催し、ILO創設100周年、G20大阪サミット、G20松山労働雇用大臣会合、TICAD7などの機会を捉え、①「仕事の未来」イニシアティブ¹¹などに関する一層の連携強化、②労働分野での開発協力支援における日本のこれまでの財政的・人的貢献及び一層のパートナーシップ強化、③ILOにおける日本人職員の一層の増強に向けて共同で具体的な行動をとることなどについてILOとの間で確認した。

(4) 環境・気候変動

ア 地球環境問題

2030アジェンダにおいて環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性が国際的により一層認識されている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、生物多様性・化学物質汚染などに係わる環境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている地球環境ファシリティ（Global Environment

Facility）への最大のドナーとして地球規模の環境問題に対応するプロジェクトに貢献している。

(ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不完全な廃棄物処理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。6月のG20大阪サミットにおいては、安倍総理大臣は、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をG20首脳間で共有し、その実現に向けた具体的な実施枠組に合意した。また同ビジョンの実現に向け、日本は開発途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備などを支援していく「マリーン・イニシアティブ」を表明した（213ページ 特集参照）。具体的に、廃棄物管理の人材を、2025年までに世界で1万人育成することを表明した。10月には、同実施枠組に基づくフォローアップ会合を開催し、各国の知見・自主的な取組の共有として、海洋プラスチックごみ対策報告書を取りまとめた。

11月のASEAN+3（日中韓）首脳会議においては、G20大阪サミットの成果を踏まえ、海洋プラスチックごみの分野でも協力を推進していきたいとして、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有及び同実施枠組への参画を呼びかけた。そして、2018年に表明した「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」の下、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）での海洋プラスチックごみナレッジ・センター設立や各国の計画策定支援など、協力を強化していくことを表明した。

また、SDGsの実現への貢献の観点から、海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に

¹¹ 変化し続ける仕事の世界を理解し、今後社会が決める政策を議論して、仕事の未来を取り巻く機会と課題について幅広く検討するためのILOによる取組

特集

日本がリーダーシップを発揮した！ ～海洋プラスチックごみ問題～

近年、海洋プラスチックごみ問題が国内外で大きな注目を集めています。プラスチック製品の不完全な廃棄物処理、ポイ捨て、不法投棄などによる河川・海への流出が海洋の生態系や観光、漁業、養殖業に悪影響を与えることが心配されています。また、細かい粒子となったマイクロプラスチックを魚などが餌と間違えて食べたり、マイクロプラスチックに吸着した化学物質が食物連鎖に取り込まれることによって、私たち人の健康にも悪影響を及ぼす可能性が懸念されています。

海洋プラスチックごみは、G7からの流出量は全体の約2%であるのに対し、G20では約48%を占めるとする推計があり、海洋プラスチックごみ問題の解決には国際社会全体での取組が不可欠です。新興国・開発途上国が参加するG20大阪サミットにおいて、日本は議長国としてリーダーシップを発揮し、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をまとめました。このビジョンは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すものです。



G20大阪サミット（6月28日、大阪 写真提供：内閣広報室）

また、同サミットにおいて安倍総理大臣は、同ビジョンを実現するための日本独自の取組として、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」の立ち上げを表明しました。世界全体における海洋プラスチックごみの量の削減は、日本だけでは解決できず、開発途上国における海洋プラスチックごみの流出防止にも対策を講じる必要があります。そこで日本は、同イニシアティブにおいて、開発途上国における廃棄物管理の向上を目的に、ODAなどを活用して、以下に焦点を当てた支援を行っていきます。

マリーン（MARINE）・イニシアティブ

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ① 廃棄物管理（Management of Wastes） | ② 海洋ごみの回収（Recovery） |
| ③ イノベーション（Innovation） | ④ 能力強化（Empowerment） |

このイニシアティブでは、世界において2025年までに、廃棄物管理人材を1万人育成することを約束しています。6月、同イニシアティブの下、南アフリカにおいて海洋生分解性プラスチックの普及に向けた支援の実施を決定するなど、今後、様々なプロジェクトが実施される予定です。

日本は、これまでも一貫して海洋汚染の問題に積極的に取り組んできました。例えば、バングラデシュでは、河川に捨てられたり、流入したプラスチックごみがベンガル湾に流れ込み、深刻な海洋汚染が課題となっていました。日本は、2004年から継続的にバングラデシュに対して清掃職員の研修、ごみ収集車の提供などの支援を行うことを通じ、ダッカでは、2004年に44%であったゴミ収集率が2018年には80%にまで改善し、ベンガル湾の海洋環境への負荷低減に貢献しました。

今後も、同イニシアティブを通じて、これまで日本が培ってきた技術や経験を最大限活用し、開発途上国の廃棄物管理や人材育成支援などを通じて、海洋プラスチック問題に積極的に取り組み、日本らしい貢献をしていきます。



バングラデシュ首都ダッカ近郊の河川に不法投棄されたゴミ（写真提供：JICA）



日本から無償提供されたごみ収集車（バングラデシュ・ダッカ 写真提供：JICA）

に向けたハイレベル・パネル」(海洋国家の首脳で構成)の第二回会合が、9月、ニューヨーク(米国)で開催された。安倍総理大臣は同会合に寄せたメッセージの中で、G20大阪サミットの成果をパネル・メンバーに共有し、海洋プラスチックごみ問題、違法・無報告・無規制(IUU)漁業に関する取組の重要性を指摘した。

(イ) 生物多様性の保全

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、2月、マレーシアにおいて英国との共催による野生動植物の違法取引対策に関する能力開発セミナーを実施したほか、4月はウガンダに、7月はモザンビークにゾウ密猟対策のための監視施設を供与するなどこの問題に真摯に取り組んでいる。また8月、ワシントン条約第18回締約国会議(ジュネーブ)に出席するなど国際的な議論にも積極的に参加した。同じ8月には、生物多様性条約(CBD¹²)の愛知目標に続くポスト2020生物多様性枠組に関する公開作業部会1回目(OEWG1)がナイロビ(ケニア)で開催され、同枠組みの在り方などについて議論が行われた。

日本は、持続可能な農業及び食料安全保障のための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に係る世界的な議論にも貢献した。11月、食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR¹³)の第8回理事会において、日本は、遺伝資源へのアクセスと利益配分に係る多数国間の制度に関するレビュー作業に貢献するとともに、日本のジーンバンク(遺伝資源の保存施設)の取組(特に種子長期保存システムの無人化)及び開発途上国との連携による遺伝資源の利用・保全の最先端の取組を紹介した。

12月、トーゴでの国際熱帯木材機関(ITTO)第55回理事会において、持続可能な森林経営の促進や合法で履歴の追跡が可能な木材のサプライチェーンの構築に向けた議論が行われた。

(ウ) 化学物質・有害廃棄物の国際管理

11月、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第31回締約国会合がローマ(イタリア)で開催された。同会合では、規制対象物質にハイドロフルオロカーボン(HFC)を追加した改正議定書の運用等に関する議論が行われた。

11月には、「水銀に関する水俣条約」第3回締約国会議がジュネーブ(スイス)で開催された。日本は、欧州連合と共同で決議案を提出するなど、水銀の規制に係る国際的なルール作りに貢献した。また、日本は、水俣条約の実施を推進し、締約国の規定の遵守状況を確認する実施・遵守委員会委員に、アジア・太平洋地域から中国、ヨルダンと共に推薦され、選出された。

1 気候変動

(ア) 国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠であるが、1997年の同条約第3回締約国会議(COP3)で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催されたCOP21で、先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みである「パリ協定」が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む180か国以上の国が締結している(2019年12月時点)。なお、2019年11月、米国はパリ協定からの脱退を通告した。

パリ協定の採択後は、2020年以降のパリ協定の本格運用に向け、パリ協定の実施指針に関する交渉が開始され、2018年12月にカトヴィツェ(ポーランド)で開催されたCOP24において採択された。2019年12月にマドリッド(スペイン)で開催されたCOP25では、COP24で合意に至らなかった市場メカニズム

¹² CBD : Convention on Biological Diversity

¹³ ITPGR : International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture

の実施指針の交渉については完全な合意に至らず、COP26での採択に向けて継続検討となった。一方で、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失及び損害）や、ジェンダーと気候変動、対応措置の影響（気候変動対策の実施による社会経済的影響）などの議題については、具体的な進展が見られた。

（イ）環境と成長の好循環

日本は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（以下「長期戦略」という。）を2019年6月に閣議決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

長期戦略では、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指すこととした。金融分野でも、エンゲージメント（投資先企業への働きかけ）やダイベストメント（化石燃料関連資産からの引揚げ）など、石炭などの二酸化炭素（CO₂）排出量の多い化石燃料の抑制につながり得る動きもあるが、ダイベストメントだけでは気候変動に対応できず、これからは脱炭素に向けた設備投資やイノベーションを積極的に評価する環境・社会・ガバナンス（ESG）投資の重要性が高まっていくと考えられる。そのため、企業、金融機関などの積極的な姿勢を醸成し、ESG金融の主流化のための環境整備に取り組んでいくこととし、具体的な施策を示した。

また、6月に開催したG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合（長野県軽井沢町）及びG20大阪サミットにおいても、G20全体で「環境と成長の好循環」というコンセプトの重要性に合意した。

（ウ）開発途上国支援に関する取組

開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、日本を含む先進国は開発途上国に対して、資金協力、能力構築（キャパシティ・ビル

ディング）、技術移転といった様々な支援を行ってきている。こうした観点から、開発途上国による気候変動対策を支援する多国間基金である「緑の気候基金（GCF¹⁴）」も重要な役割を果たしている。日本は、初期拠出（2015年から2018年）の15億米ドルに加え、2019年10月の第1次増資ハイレベル・プレッジング会合では最大15億米ドルの拠出表明を行った。また、GCFに理事を派遣し、基金の運営や政策作りに積極的に参画している。2019年12月までに124件の支援案件が承認されており、これにより16億トンのCO₂排出削減と約3.5億人の^{ひえき}裨益が見込まれている。

（エ）二国間クレジット制度（JCM¹⁵）

JCMは、開発途上国への優れた低炭素技術などの普及や対策の実施を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、温室効果ガス排出削減・吸収に対する日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する仕組みである。日本は、2019年12月時点で17か国とJCMを構築しており、160件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施している。2019年も、ラオス、モンゴル、ベトナム、モルディブ、タイのJCMプロジェクトからクレジット（排出枠）が発行されるなど、成果を着実に上げている。

（オ）日本による気候変動と脆弱性^{ぜいじゃく}に関する取組

2017年1月に外務省が開催した「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーなどにおいて、「日本はアジア・大洋州に焦点を絞って気候変動と脆弱性について調査・議論していく」との示唆を得たことを受け、気候変動の脆弱性リスクに関する取組として、2018年7月に続き、2019年にも「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催した。2019年の会議（10月に横浜開催の予定であったが、台風19号の

14 GCF : Green Climate Fund

15 JCM : Joint Crediting Mechanism

ため規模を縮小して11月にインターネット上で開催)は気候変動と太平洋をテーマにシンポジウム形式で行い、様々なバックグラウンドの参加者が最新の科学的知見や気候変動に係る取組を紹介して、気候変動の海洋への影響や気候変動対策における海洋の役割、各自が取るべきアプローチなどについて理解を深めた。

(カ) 非国家主体による気候変動分野の取組

気候変動対策においては、民間企業や自治体、NGOなどの非国家主体の取組も重要である。日本でも、気候変動対策に向けて積極的な行動を取ることを目的とした非国家主体のネットワークの「気候変動イニシアティブ」(JCI)、同様の目的を持った企業グループである「日本気候リーダーズ・パートナーシップ」(JCLP)、事業に必要な電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業のグループである「再エネ100宣言RE Action」などによる精力的な活動や、国際的なイニシアティブである「RE100」に参加する企業数及びTCFD¹⁶に賛同する企業数の増加など、非国家主体の取組は一層進展している。日本はこうした非国家主体のイニシアティブとも連携しながら、気候変動分野の外交を進めていく考えである。

(5) 北極・南極

ア 北極

(ア) 北極の現状と日本の北極政策

地球温暖化による北極環境の急速な変化は、先住民を始めとする北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減少に伴い利用可能な海域が拡大すると見通しの下、北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつあり、ロシアが資源開発や北極海航路での

貨物輸送量の拡大を進めているほか、中国も2018年に北極政策に関する白書を発表し、積極的に北極に進出する姿勢を見せている。このような中、米国も、北極域における情勢の変化を踏まえ関与を強める姿勢を示している。

日本は、2015年10月、北極政策の基本方針として「我が国の北極政策」を総合海洋政策本部で決定し、また、2018年5月に閣議決定された「第3期海洋基本計画」では、北極政策について初めて独立の項目を設け、主要施策として日本の海洋政策の中に位置付けた。

(イ) 日本の国際的取組

日本は北極担当大使を任命し、日本がオブザーバーとして参加する北極評議会¹⁷(AC)の高級北極実務者会合を始め、北極関係の国際会議に出席し、北極をめぐる課題に対する日本の取組や考えを発信してきている。2019年6月には、2015年の第6回日中韓サミットで立ち上げられた北極に関する日中韓ハイレベル対話の第4回会合が釜山¹⁸で開催され、各国の北極政策に関して率直な意見交換が行われた。また、10月にはアイスランドにおいて第7回北極サークル¹⁸が開催され、日本が2020年11月にAC現議長国のアイスランドと第3回北極科学大臣会合(ASM3)を共催することを踏まえ、北極担当大使が日本の取組などについてスピーチを行った。日本は引き続き、日本や国際社会の利益を確保しつつ、北極をめぐるグローバルな課題の解決に貢献していく。

加えて、日本は、北極において、北極圏国を始めとする関係国と国際協力を進めている。2015年度に立ち上げた北極域研究推進プロジェクト(ArCS)を通じて、米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、グリーンランド(デンマーク)などの研究・観測拠点で研究や人材育

¹⁶ TCFDとは、金融安定理事会(FSB)によって設立された、民間主導による気候変動関連財務情報の開示に関するタスクフォース。最終報告書において、気候関連のリスク・機会に関する、企業の任意の情報開示のフレームワークを提示した。

¹⁷ 北極圏に係る共通の課題(特に持続可能な開発、環境保護等)に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国(カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国)間の協力・調和・交流を促進することを目的として、1996年に設立されたハイレベルの政府間協議体(なお、軍事・安全保障事項を扱わないことが明確に確認されている)。日本は、2013年にオブザーバー資格を取得。

¹⁸ グリムソン・アイスランド前大統領などにより2013年に設立され、政府関係者、研究者、ビジネス関係者など、約2,000人が参加する国際会議。日本は、第1回会合から北極担当大使などが参加しており、全体会合でスピーチを行っているほか、分科会において日本の研究者が科学研究の成果を発表している。



第7回北極サークルにてスピーチを行う北極担当大使
(10月10日～12日、アイスランド・レイキャビク)

成のための国際連携を推進している。また、特定のテーマについて専門的に議論するACの作業部会に研究者を派遣し、日本の北極域研究の成果を発信し、議論に貢献している。また、9月にグンナルソンAC高級北極実務者会合議長、12月にアラスカ先住民グループを日本に招へいし、日本の北極への取組に対する理解促進などのため、日本の北極研究者等との意見交換や交流の機会を設けた。

イ 南極

(ア) 南極条約

1959年に採択された南極条約は、基本原則として、①南極の平和利用、②科学的調査の自由と国際協力及び③領土主権・請求権の凍結を定めている。

(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

2019年7月にプラハ（チェコ）にて開催された第42回南極条約協議国会議（ATCM42）では、最近の課題として、南極海のマイクロプラスチック汚染問題や、観光などを目的とした南極地域への渡航が年々拡大していることを踏まえ、観光者数の増加に伴う南極の環境への影

響などについて議論が行われた。

(ウ) 日本の南極観測

日本の南極観測では、南極地域観測第IX期6か年計画（2016年から2021年）に基づき、地球システムに南極域が果たす役割と影響の解明に取り組み、特に「地球温暖化」などの地球規模環境変動の実態やメカニズムの解明を目指し、長期にわたり継続的に実施する観測に加え、大型大気レーダーを始めとした各種研究観測を実施している。

3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係増進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献している。その一例として、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

2015年9月に就任した岸輝雄^{きしてる お}外務大臣科学技術顧問は、外務大臣の活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術の活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。内外の科学技術分野の関係者との連携強化を図りながら、日本の科学技術力についての対外発信にも取り組んでいる。また、2019年4月、岸顧問を補佐するために狩野光伸^{かの みつのぶ}外務大臣次席科学技術顧問を新たに任命した。

2019年には、岸顧問を座長とする「科学技術外交推進会議」を3月、7月、11月に開催し、科学技術と外交に係る諸課題について議論を行った。この3月の会議でとりまとめられた、TICAD7に向けた提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」は、岸顧問から阿部俊子外務副大臣に提出され、TICAD7における日本の取組として反映された。

岸顧問は、内閣府と外務省の連携による科学技術・イノベーションの対外発信¹⁹を推進している。3月にアルゼンチン及びブラジル、5月にイスラエル及びエジプトを訪問して、講演を実施し、今後の連携可能性等について関係機関・研究者らと議論した。

また、岸顧問は、米国、英国、ニュージーランド等の各国政府の科学技術顧問と意見交換を行い、ネットワークの構築・強化に努めている。11月にハンガリーで開催された「世界科学フォーラム (WSF)」で日本の科学技術外交について紹介し、オーストリアで開催された「外務大臣科学技術顧問ネットワーク (FMSTAN)」会合では、各国の科学技術顧問と議論を深めた。12月、外務省は政策研究大学院大学と「第2回科学技術外交シンポジウム」を開催し、科学技術外交の方向性について有識者から示唆を得た。さらに、岸顧問は、外務省内の知見向上のため科学技術外交セミナーを定期的に開催している。

日本は32の科学技術協力協定を締結しており、これらは現在、46か国及びEUとの間で適用され²⁰、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催して政府間対話を行っている。2019



第2回科学技術外交シンポジウム
(12月11日、東京 写真提供 政策研究大学院大学)

年は、カナダ、ドイツ、米国、オランダ、オーストラリア、EUとの間でそれぞれ合同委員会を開催し、関係省庁等も出席の下、多様な分野における協力の現状、今後の方向性などを協議した。

多国間協力では、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する国際科学技術センター (ISTC) の理事国として、米国及びEUと協力し、中央アジア諸国を中心に支援を行っているほか、核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証するイーター計画に参画している。

19 将来の国際協力や日本の研究開発成果の国際展開の布石とするため、内閣府（総合科学技術・イノベーション会議）が司令塔機能を発揮し、省庁・分野横断的な11の課題において産学連携により基礎研究から実用化・事業化までを見据えて一貫通貫で研究開発を促進する「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」について、外務省（在外公館）との連携により、諸外国に向けて紹介する取組（通称「SIPキャラバン」）

20 日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継